

E i w a N e w s

18年度税制改正
(役員賞与の損金算入・中小企業投資促進税制)

平成18年4月
(No. 009)

国土交通省が3月24日に平成18年地価公示を行いました。

平成17年1月以降の1年間の地価は、全国平均で引き続き下落してはいますが、住宅地、商業地とも△2.7%と下落幅は減少しました。

三大都市圏では、東京都区部・大阪市・京都市・名古屋市といった各圏域の中心都市の都心部において、ほぼ全ての地点が上昇又は横ばいとなっています。

今回の地価公示に基づき地価の動向を見ると、「下落傾向が継続しているが、大都市の都心部を中心に持ち直しの動きが見られ、その兆候は一部の地方中心都市にも見られ始めている。」といえます。

さて、今回のE i w a N e w s も前回に引き続き、18年度税制改正からいくつかご紹介させていただきます。

【役員賞与の損金算入（改正法人税法）】

法人がその役員に対して支給する給与のうち、1ヶ月以下の期間を単位として定期的に同一の額を支給するものは役員報酬として法人の損金に算入されますが、臨時的に支給される給与は役員賞与として損金に算入することはできません。

今回の改正により、従来損金不算入であった役員賞与のうち「あらかじめ支給額と支給時期が定められた給与」と「非同族会社の業績連動型役員報酬」について、一定要件のもと損金算入が認められることになりました。

(内容)

次に掲げる給与の額は、損金の額に算入されることとなります。

(1) 利益を基礎として算定される給与以外の給与のうち、確定した時期において確定した額を支給する旨の定めに基づいて支給するもの

(注) 次の①、②のうちいずれか早い時期までに、税務署へ役員給与の届出が必要となります。
(「役員給与の事前届出制度」)

①その役員給与に係る職務執行が開始する前

②会計期間の開始の日から3か月以内

(2) 利益を基礎として算定される給与のうち、非同族会社が業務を執行する役員に対して支給する給与で以下の要件を満たすもの

- ・その事業年度において損金経理している
- ・算定方法につき報酬委員会における決定等の適正な手続きが執られている
- ・有価証券報告書等で開示されている
- ・その他一定の要件を満たしている

なお、この改正は、平成18年4月1日以後開始事業年度について適用されます。

【中小企業投資促進税制（改正法人税法）】

中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却または法人税額の特別控除）とは、青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内に一定の機械等を取得して、国内の指定事業の用に供した場合に、原則として取得価額の30%の特別償却または取得価額の7%の税額控除が認められる制度です。（一定要件を満たすリース契約による賃借資産についても税額控除の適用が認められています。）

今回の改正で、対象資産に一定のソフトウェア及びデジタル複合機を加えるとともに、電子計算機以外の器具备品を除外したうえ、その適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。

（改正後の対象資産）

- ①機械装置
- ②器具备品（電子計算機・デジタル複合機の2品目）
- ③一定のソフトウェア
- ④貨物自動車 ⑤内航船舶

（IT投資促進税制）

この改正で、一定のソフトウェアの特別償却等の取扱いが、IT投資促進税制（平成18年3月31日をもって廃止）から、中小企業投資促進税制へ移行されたこととなります。

特別償却限度額については、IT投資促進税制では取得価額の50%であったのに対し、中小企業投資促進税制では取得価額の30%と大幅に減少したため、従来より税負担は大きくなります。

また、適用対象者が中小企業者等に限定されるため、大規模法人にとっては不利な改正となりました。

【その他（改正所得税法）】

改正所得税法により、「長者番付」として知られた高額納税者公示制度の廃止が決まりました。毎年5月に公表されてきましたが、今年からは番付が話題に上ることもなくなります。

公示制度は1950年に始まり、最近では所得税額が1000万円超の納税者の住所・氏名・納税額が税務署に掲示されてきました。

しかし、悪用されることもあり、プライバシーを保護するため廃止論が強まった結果といえるでしょう。（同時に改正法人税法では法人所得の公示も廃止されています。）

税制改正その他ご質問等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。